

# 慶應義塾大学研究連携推進本部規程

平成23年2月8日	制定
平成23年4月26日	改正
平成27年2月17日	改正
2018年5月1日	改正
2020年3月27日	改正
2021年2月16日	改正
2021年10月26日	改正
2023年3月24日	改正

## (設置)

第1条 慶應義塾大学に、慶應義塾大学研究連携推進本部（英文名称：Office for Research Coordination and Administration, 以下、「本部」という。）を置く。

## (目的)

第2条 本部は、慶應義塾内外の研究活動の連携を推進し、慶應義塾における研究活動の開始から教育への昇華および得られた成果の社会還元までを支援することを目的として、次の事項を行う。

- 1 研究活動の連携、推進および支援
- 2 研究における産学官連携の支援
- 3 次代を担う研究者の育成支援
- 4 研究データの創出・保管・活用および管理に関する支援
- 5 上記第1号から第4号に関する企画および点検・評価

## (構成)

第3条 ① 本部に、前条の目的を達成するため、次の部門を置く。

- 1 研究推進部門
  - 2 企画戦略部門
  - 3 研究データ管理部門
- ② 研究推進部門は、研究活動における連携の推進および産学官連携の支援を担当する。
- ③ 企画戦略部門は、研究活動の連携、推進および支援に関する企画および点検・評価を担当する。
- ④ 研究データ管理部門は、研究データの創出・保護・維持・管理・公開・活用に関する支援を担当する。
- ⑤ 本部は、前条の目的を達成するため、次の組織と協働する。
- 1 慶應義塾学術研究支援部（以下、「学術研究支援部」という。）
  - 2 慶應義塾大学イノベーション推進本部
  - 3 慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート（以下、「KGR I」という。）

## (組織)

第4条 ① 本部に次の教員を置く。

- 1 統括本部長
  - 2 本部長
  - 3 副本部長 若干名
  - 4 所員 若干名
- ② 統括本部長は、研究担当常任理事がこれに当たり、本部を代表し、その業務を統括する。
- ③ 本部長は、統括本部長を補佐し、統括本部長に事故ある時は、本部の業務を代行する。
- ④ 副本部長は、本部長を補佐するとともに、第3条に定める各部門の業務をそれぞれ統括する。
- ⑤ 所員は、専任所員または兼担所員とし、本部の目的達成のために必要な職務を行う。専任所員は特任教員とし、実務（法務・研究マネジメント等）専門家を任用する。

## (本部会議)

第5条 ① 本部の目的を達成するために、本部会議を置く。

- ② 本部会議は、次の者をもって構成する。
- 1 統括本部長

- 2 教育担当常任理事
  - 3 本部長
  - 4 副本部長
  - 5 各学部長
  - 6 大学院各研究科委員長
  - 7 イノベーション推進本部長
  - 8 KGR I 所長
  - 9 第6条第2項第4号に定められた者
  - 10 塾監局長
  - 11 学術研究支援部長
  - 12 その他、統括本部長が必要と認めた者
- ③ 統括本部長が本部会議を招集し、その議長となる。
- ④ 構成員の任期は、役職で選任された者はその在任期間とするが、その他の者は原則2年とし、重任を妨げない。ただし、任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- ⑤ 本部会議は、本部の基本方針を策定するとともに、本部の目的達成に関する諸事項を審議する。  
(運営委員会)

第6条 ① 本部に運営委員会を置く。

② 運営委員会は、次の者をもって構成する。

- 1 統括本部長
- 2 本部長
- 3 副本部長
- 4 三田・日吉・信濃町・矢上・湘南藤沢・芝共立の各キャンパスからそれぞれ選任された者 各1名
- 5 学術研究支援部長
- 6 その他、統括本部長が必要と認めた者

③ 各学部長、大学院各研究科委員長および統括本部長または本部長が必要と認める者は、運営委員会にオブザーバーとして出席できるものとする。

④ 運営委員会は、本部長が招集し、その議長となる。

⑤ 運営委員会は構成員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。なお、議長に対し、あらかじめ会議の日時、議題を指定して、委任状を提出した者は、出席者に算入する。

⑥ 運営委員会は、次の事項を審議する。

- 1 本部の運営に関する事項
- 2 本部の教員人事に関する事項
- 3 その他必要と認める事項

⑦ 前項第2号は、職員を除く出席構成員の3分の2以上の賛成により議決する。

(特別委員会)

第7条 ① 統括本部長は、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

② 特別委員会の内規は別に定める。

(特別推進室)

第8条 ① 統括本部長は、必要に応じて特別推進室を置くことができる。

② 特別推進室の内規は別に定める。

(教員の任免)

第9条 ① 本部長は塾長が任命する。

② 副本部長は、塾長が任命する。

③ 所員のうち、専任所員は運営委員会の推薦に基づき、大学評議会の議を経て、塾長が任命する。

④ 所員のうち、兼担所員は統括本部長の申請に基づき塾長が任命する。

⑤ 統括本部長は、必要に応じ、調査・助言等を求めるため、運営委員会の議を経て、専門家を委嘱することができる。

⑥ 本部長、副本部長および兼担所員の任期は2年とし、重任を妨げない。任期の途中で退任した場

合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(事務組織)

第10条 本部の事務は、学術研究支援部が行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て塾長が決定する。

附 則

① この規程は、平成23年4月1日から施行する。

② この規程の施行に伴い、「慶應義塾総合研究推進機構規程」は廃止する。

附 則 (平成23年4月26日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月17日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (2018年5月1日)

この規程は、2018年6月1日から施行する。

附 則 (2020年3月27日)

① この規程は、2020年4月1日から施行する。

② 慶應義塾大学先導研究センター規程は、この規程改正の施行をもって廃止する。

附 則 (2021年2月16日)

この規程は、2021年3月1日から施行する。

附 則 (2021年10月26日)

この規程は、2021年10月1日から施行する。

附 則 (2023年3月24日)

この規程は、2023年4月1日から施行する。